



愛媛県報

発行 愛媛県

平成28年 5月31日火曜日 第2777号

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則.....	(子育て支援課) ... 459
建築基準法施行細則の一部を改正する規則.....	(建築住宅課) ... 460

告 示

保安林予定森林にする旨の通知.....	(森林整備課) ... 463
公共測量の実施の通知.....	(道路維持課) ... 463
都市計画の変更(追加)(3件).....	(都市計画課) ... 463
指定居宅サービス事業者の指定.....	(東予地方局地域福祉課) ... 463
指定介護予防サービス事業者の指定(2件).....	(") ... 464
土地改良区役員の就退任の届出(6件).....	(東予地方局農村整備課、中予地方局農村整備第一課) ... 464
開発行為に関する工事の完了.....	(中予地方局建築指導課) ... 466
土地改良区役員の就退任の届出.....	(南予地方局農村整備課) ... 466

公 告

農業振興地域の指定の一部改正.....	(農政課) ... 466
微物分析装置一式の借入れ.....	(警察本部会計課) ... 467

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第29号

愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年 5月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年愛媛県規則第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
(保育所の設備の基準)		(保育所の設備の基準)	
<p>第10条 条例第45条第3項(条例第43条第1項において準用する場合を含む。)の規則で定める基準は、保育室等を2階に設ける建物にあっては当該建物が第1号、第2号及び第6号の要件に、保育室等を3階以上の階に設ける建物にあっては当該建物が第2号から第8号までの要件に該当するものであることとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。</p>		<p>第10条 条例第45条第3項(条例第43条第1項において準用する場合を含む。)の規則で定める基準は、保育室等を2階に設ける建物にあっては当該建物が第1号、第2号及び第6号の要件に、保育室等を3階以上の階に設ける建物にあっては当該建物が第2号から第8号までの要件に該当するものであることとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。</p>	
階	区分	階	区分
2	省略	2	省略
階	避難用	階	避難用
	1 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項又は第3項に規定する構造の屋内階段。ただし、同条第1項に規定する構造の		1 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項又は第3項に規定する構造の屋内階段。ただし、同条第1項に規定する構造の

		屋内階段にあっては、建築物の1階から2階までの部分に限り、屋内と階段室とをバルコニー又は付室を通じて連絡するものであり、かつ、 <u>同条第3項第3号、第4号及び第10号の構造を満たすものに限る。</u> 2～4 省略			屋内階段にあっては、建築物の1階から2階までの部分に限り、屋内と階段室とをバルコニー又は付室を通じて連絡するものであり、かつ、 <u>同条第3項第2号、第3号及び第9号の構造を満たすものに限る。</u> 2～4 省略
3	省略		3	省略	
階	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項又は第3項に規定する構造の屋内階段。ただし、同条第1項に規定する構造の屋内階段にあっては、建築物の1階から3階までの部分に限り、屋内と階段室とをバルコニー又は付室を通じて連絡するものであり、かつ、 <u>同条第3項第3号、第4号及び第10号の構造を満たすものに限る。</u> 2・3 省略	階	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項又は第3項に規定する構造の屋内階段。ただし、同条第1項に規定する構造の屋内階段にあっては、建築物の1階から3階までの部分に限り、屋内と階段室とをバルコニー又は付室を通じて連絡するものであり、かつ、 <u>同条第3項第2号、第3号及び第9号の構造を満たすものに限る。</u> 2・3 省略
4	省略		4	省略	
階以上の階	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項又は第3項に規定する構造の屋内階段。ただし、同条第1項に規定する構造の屋内階段にあっては、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とをバルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。） を通じて連絡するものであり、かつ、 <u>同条第3項第3号、第4号及び第10号の構造を満たすものに限る。</u> 2・3 省略	階以上の階	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項又は第3項に規定する構造の屋内階段。ただし、同条第1項に規定する構造の屋内階段にあっては、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とをバルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡するものであり、かつ、 <u>同条第3項第2号、第3号及び第9号の構造を満たすものに限る。</u> 2・3 省略

(3)～(8) 省略

(3)～(8) 省略

附 則

この規則は、平成28年6月1日から施行する。

○愛媛県規則第30号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年5月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則（昭和25年愛媛県規則第78号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前							
<p>（建築物の定期報告の時期）</p> <p><u>第6条</u> 省令第5条第1項の規定により特定行政庁が定める時期は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。</p> <p>(1) 政令第16条第1項第1号から第4号までに掲げる建築物（同項第3号に掲げる建築物にあつては、ホテル又は旅館の用途に供するものに限る。）平成31年及び同年から3年目ごとの各年の6月1日から10月31日まで</p>	<p>（特殊建築物の定期報告）</p> <p><u>第6条</u> 法第12条第1項の規定により特定行政庁が指定する建築物は、次表に掲げる建築物とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>用途</th> <th>規模</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第1種</td> <td>1 劇場、映画館、</td> <td rowspan="2">3以上の階数を有し、かつ、客席の床面積の合計が200平方メートル（屋外観覧席にあつては、2,000平</td> </tr> <tr> <td>演芸場、観覧場、公会堂又は集会場</td> </tr> </tbody> </table>	種別	用途	規模	第1種	1 劇場、映画館、	3以上の階数を有し、かつ、客席の床面積の合計が200平方メートル（屋外観覧席にあつては、2,000平	演芸場、観覧場、公会堂又は集会場
種別	用途	規模						
第1種	1 劇場、映画館、	3以上の階数を有し、かつ、客席の床面積の合計が200平方メートル（屋外観覧席にあつては、2,000平						
	演芸場、観覧場、公会堂又は集会場							

- (2) 政令第16条第1項第3号に掲げる建築物（前号に該当するものを除く。）平成29年及び同年から3年目ごとの各年の6月1日から10月31日まで
- (3) 政令第16条第1項第5号に掲げる建築物 平成30年及び同年から3年目ごとの各年の6月1日から10月31日まで

		方メートル)をこえるもの
	2 百貨店又はマーケット	3以上の階数を有し、かつ、その用途に供する部分の床面積が500平方メートルをこえるもの
	3 ホテル又は旅館	3以上の階数を有し、かつ、その用途に供する部分の床面積が300平方メートルをこえるもの
第2種	1 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場	客席（屋外観覧席を除く。）の床面積の合計が200平方メートルをこえるもの（第1種1に掲げる規模のものを除く。）
	2 学校（公立学校を除く。）	3以上の階数を有し、かつ、その用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートルをこえるもの
	3 病院又は診療所（患者の収容施設のある場合に限る。）	3以上の階数を有し、かつ、その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルをこえるもの
	4 公衆浴場（個室付浴場に限る。）	その用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートルをこえるもの
第3種	1 ホテル又は旅館	その用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートルをこえるもの（第1種3に掲げる規模のものを除く。）
	2 学校（公立学校を除く。）	その用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートルをこえるもの（第2種2に掲げる規模のものを除く。）
	3 病院又は診療所（患者の収容施設のある場合に限る。）	その用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートルをこえるもの（第2種3に掲げる規模のものを除く。）
	4 公衆浴場	その用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートルをこえるもの（個室付浴場にあつては、第2種4に掲げる規模のものを除く。）

2 省令第5条第1項の規定により特定行政庁が定める報告の時期は、次表に掲げる報告の時期とする。

	種別	報告の時期
1	前項の表第1種の建築物	1年目ごとの4月1日から6月30日まで
2	前項の表第2種の建築物	2年目ごとの9月1日から11月30日まで
3	前項の表第3種の建築物	3年目ごとの9月1日から11月30日まで
備考	法第12条第1項に規定する調査は、報告の時期に行なうこと。	

(建築設備等及び工作物の定期報告の時期)

第7条 省令第6条第1項の規定により特定行政庁が定める時期は、次の各号に掲げる建築設備等の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

- (1) 政令第16条第3項第1号に掲げる昇降機 毎年4月1日から翌年の3月31日まで
- (2) 政令第16条第3項第2号に掲げる防火設備 毎年6月1日から10月31日まで

2 省令第6条の2の2第1項の規定により特定行政庁が定める時期は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

3 第1項第1号及び前項の時期に行う報告は、前回の報告の日の翌日から起算して1年を超えない日までにしなければならない。

(道路区域内等に存在する指定道路の廃止)

第11条の2 道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定による道路の区域の決定があつた当該道路の区域内、都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の開発行為の許可を受けた開発区域(同法第4条第13項に規定する「開発区域」をいう。)内、同法第65条第1項に規定する告示後の都市計画事業の事業地内、土地区画整理事業(昭和29年法律第119号)第2条第1項に規定する土地区画整理事業の施行区域(同条第8項に規定する「施行区域」をいう。)内又は都市再開発法(昭和44年法律第38号)第2条第1号に規定する市街地再開発事業の施行区域(同法第6条第1項に規定する「施行区域」をいう。)内における指定道路(法第42条第1項第4号若しくは第5号の規定又は第10条の規定により知事が指定した道路又は道をいう。)であつて、その指定部分の全てについて、当該道路、開発行為、都市計画事業、土地区画整理事業又は市街地再開発事業に関する工事が着手されたものについては、法第43条の規定に抵触する敷地を生ずる場合を除き、当該工事の着手をもつて廃止されたものとみなす。

附 則(施行期日)

1 この規則は、平成28年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第129条の3第1項第3号に規定する小荷物専用昇降機及び防火設備(この規則の施行の際現に存するもの又はこの規則の施行の日から平成29年5月31日までの間に建築基準法(昭和25年法律第201号)第7条第5項又は第7条の2第5項(これらの規定を同法第87条の2において準用する場合を含む。)の規定による検査済証の交付を受けたものに限る。)に対する改正後の建築基準法施行細則第7条第1項の規定の適用については、平成31年3月31日までの間は、同項第1号中「毎年4月1日から翌年の3月31日まで」とあるのは「平成28年6月1日から平成31年3月31日まで」と、同項第2号中「毎年6月1日から10月31日まで」とあるのは「平成28年6月1日から平成30年10月31日まで」とする。

3 前項の規定の適用を受ける小荷物専用昇降機については、平成31年4月1日以後最初の建築基準法第12条第3項の規定による報告の日までは、改正後の建築基準法施行細則第7条第3項の規定は、適用しない。

(建築設備の指定等)

第7条 法第12条第3項の規定により特定行政庁が指定する建築設備は、次の各号に掲げる建築設備とする。

- (1) エレベーター(労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第41条第2項の規定により性能検査を受けなければならないものを除く。)及びエスカレーター(これらのうち、一戸建ての個人の住宅に設置されたものを除く。)
- (2) 前条第1項に掲げる建築物に設けた、法第28条第2項ただし書及び同条第3項に規定する換気設備(自然換気設備を除く。)並びに法第35条に規定する排煙設備(排煙機を有するものに限る。)及び非常用の照明装置

2 法第88条第1項において準用する法第12条第3項の規定により特定行政庁が指定する昇降機等は、政令第138条第2項各号に掲げるものとする。

3 省令第6条第1項の規定により特定行政庁の定める時期は、第1項第1号及び前項にあつては毎年4月1日から翌年の3月31日までとし、かつ、前回の報告の日の翌日から起算して1年を超えない日とし、第1項第2号にあつては前条第2項に掲げる時期とする。

(道路区域内等に存在する指定道路の廃止)

第11条の2 道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定による道路の区域の決定があつた当該道路の区域内、都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の開発行為の許可を受けた開発区域(同法第4条第13項に規定する「開発区域」をいう。)内、同法第65条第1項に規定する告示後の都市計画事業の事業地内、土地区画整理事業(昭和29年法律第119号)第2条第1項に規定する土地区画整理事業の施行区域(同条第8項に規定する「施行区域」をいう。)内、又は都市再開発法(昭和44年法律第38号)第2条第1号に規定する市街地再開発事業の施行区域(同法第6条第1項に規定する「施行区域」をいう。)内における指定道路(法第42条第1項第4号若しくは第5号又は第10条の規定により知事が指定した道路又は道をいう。)であつて、その指定部分のすべてについて、当該道路、開発行為、都市計画事業、土地区画整理事業又は市街地再開発事業に関する工事が着手されたものについては、法第43条の規定に抵触する敷地を生ずる場合を除き、当該工事の着手をもつて廃止されたものとみなす。

告 示

○愛媛県告示第655号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年 5月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 保安林予定森林の所在場所
北宇和郡松野町大字吉野3754、3755の1、3756から3761まで、3762の1、3766の2、3767、3768、3769の1、3769の2
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
大字吉野3758から3761・3762の1・3767・3768（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び松野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第656号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、伊予市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成28年 5月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 公共測量（数値地形図データ作成 地図情報レベル500）
- 2 作業期間 平成28年 5月20日から
平成29年 3月15日まで

○愛媛県告示第660号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成28年 5月31日

愛媛県東予地方局長 菅 豊 正

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
有限会社ほほえみ	デイサービスあさひの里	愛媛県新居浜市中村二丁目4番25号	平成28年4月1日	通所介護
株式会社サン・ファミリア	福祉用具貸与・販売事業所サン・ファミリア	愛媛県四国中央市下柏町1087-1プライムタイムみしま1階	平成28年4月1日	福祉用具貸与
株式会社サン・ファミリア	福祉用具貸与・販売事業所サン・ファミリア	愛媛県四国中央市下柏町1087-1プライムタイムみしま1階	平成28年4月1日	特定福祉用具販売

3 作業地域 伊予市内公共下水道区域

○愛媛県告示第657号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成28年 5月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 都市計画の種類及び名称
松山広域都市計画区域区分
- 2 都市計画を定める土地の区域
 - (1) 次の区域内に存する市街化調整区域を市街化区域に変更する。
東温市 野田二丁目、野田三丁目、見奈良、南方の各一部
 - (2) 次の区域内に存する市街化区域を市街化調整区域に変更する。
なし

○愛媛県告示第658号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成28年 5月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 都市計画の種類及び名称
八幡浜都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
八幡浜都市計画区域

○愛媛県告示第659号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成28年 5月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 都市計画の種類及び名称
新居浜都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
新居浜都市計画区域

○愛媛県告示第661号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成28年 5月31日

愛媛県東予地方局長 菅 豊 正

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社サン・ファミリア	福祉用具貸与・販売事業所サン・ファミリア	愛媛県四国中央市下柏町1087-1プライムタイムみしま1階	平成28年4月1日	介護予防福祉用具貸与
株式会社サン・ファミリア	福祉用具貸与・販売事業所サン・ファミリア	愛媛県四国中央市下柏町1087-1プライムタイムみしま1階	平成28年4月1日	特定介護予防福祉用具販売

○愛媛県告示第662号

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条の規定（同法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成28年 5月31日

愛媛県東予地方局長 菅 豊 正

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
社会福祉法人今治市社会福祉協議会	今治市社協介護サービスセンター関前	愛媛県今治市関前岡村甲2525番地1	平成28年4月1日	介護予防通所介護
有限会社ほほえみ	デイサービスあさひの里	愛媛県新居浜市中村二丁目4番25号	平成28年4月1日	介護予防通所介護

○愛媛県告示第663号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新居浜市新須賀土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成28年 5月31日

愛媛県東予地方局長 菅 豊 正

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	伊 東 弘 二	新居浜市新須賀町二丁目3番29号
"	田 村 浩 志	新居浜市田所町3番24号
"	川 端 武 訓	新居浜市新須賀町二丁目6番44号
"	近 藤 洋 一	新居浜市新須賀町一丁目12番5号
"	伊 東 明 満	新居浜市新須賀町一丁目6番40号
"	岡 田 悦 明	新居浜市新須賀町一丁目7番29号
監 事	岡 田 宗 樹	新居浜市新須賀町二丁目4番18号
"	神 山 正 彦	新居浜市田所町3番37号

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	伊 東 弘 二	新居浜市新須賀町二丁目3番29号
"	川 端 武 訓	新居浜市新須賀町二丁目6番44号
"	田 村 浩 志	新居浜市田所町3番24号
"	越 智 和 夫	新居浜市新須賀町一丁目6番49号
"	村 尾 秀 美	新居浜市新須賀町一丁目9番36号
監 事	村 尾 浩 一	新居浜市新須賀町二丁目8番16号

"	岡 田 悦 明	新居浜市新須賀町一丁目7番29号
---	---------	------------------

○愛媛県告示第664号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市小栗町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成28年 5月31日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	友 澤 道 滋	松山市小栗五丁目6番15号
"	友 澤 光 則	松山市小栗五丁目9番20号
"	澤 田 悟	松山市小栗三丁目4番43号
"	新 家 稔	松山市雄郡一丁目2番2号
"	竹 嶋 秀 明	松山市小栗二丁目4番8号
監 事	澤 田 茂	松山市小栗三丁目4番40号
"	神 野 邦 彦	松山市小栗六丁目8番5号

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	友 澤 道 滋	松山市小栗五丁目6番15号
"	友 澤 光 則	松山市小栗五丁目9番20号
"	澤 田 悟	松山市小栗三丁目4番43号
"	新 家 稔	松山市雄郡一丁目2番2号

〃	竹 嶋 秀 明	松山市小栗二丁目4番8号
監 事	澤 田 茂	松山市小栗三丁目4番40号
〃	神 野 邦 彦	松山市小栗六丁目8番5号

○愛媛県告示第665号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市東石井土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成28年 5月31日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	清 水 潔	松山市東石井六丁目15番2号
〃	本 郷 常 男	松山市東石井四丁目10番30号
〃	宮 内 康 夫	松山市東石井五丁目2番13号
〃	岡 田 堅	松山市東石井四丁目13番8号
〃	野 間 厚	松山市東石井六丁目12番5号
〃	宮 内 公 正	松山市東石井四丁目11番20号
〃	野 間 壽 雄	松山市東石井四丁目10番7号
〃	宮 内 博	松山市東石井六丁目9番23号
監 事	竹 政 省 三	松山市東石井五丁目5番5号
〃	松 田 経 子	松山市東石井五丁目2番5号

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	清 水 潔	松山市東石井六丁目15番2号
〃	本 郷 常 男	松山市東石井四丁目10番30号
〃	宮 内 康 夫	松山市東石井五丁目2番13号
〃	明 知 堂 博	松山市東石井五丁目4番7号
〃	野 間 厚	松山市東石井六丁目12番5号
〃	宮 内 公 正	松山市東石井四丁目11番20号
〃	野 間 壽 雄	松山市東石井四丁目10番7号
〃	宮 内 博	松山市東石井六丁目9番23号
監 事	竹 政 省 三	松山市東石井五丁目5番5号
〃	松 田 経 子	松山市東石井五丁目2番5号

○愛媛県告示第666号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市祝谷土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成28年 5月31日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	栗 林 昭 三	松山市祝谷五丁目4番5号
監 事	古 茂 田 宏 則	松山市祝谷一丁目7番4号

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	古 茂 田 宏 則	松山市祝谷一丁目7番4号
監 事	松 田 一 郎	松山市祝谷六丁目1325番地

○愛媛県告示第667号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市保免土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成28年 5月31日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	武 市 茂 利	松山市保免中三丁目3番45号
〃	武 市 貢	松山市保免中二丁目10番1号
〃	黒 河 省 三	松山市保免西一丁目1番37号
〃	関 家 洋 二	松山市保免西二丁目4番6号
〃	西 原 俊 一	松山市保免中二丁目3番11号
〃	竹 田 久 洋	松山市保免上二丁目10番10号
〃	渡 部 国 安	松山市保免西一丁目2番6号
〃	武 市 和 清	松山市保免中一丁目2番12号
監 事	田 村 正 武	松山市保免上二丁目7番35号
〃	関 家 雄 一	松山市保免西二丁目4番43号

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	武 市 茂 利	松山市保免中三丁目3番45号
〃	今 村 正 博	松山市保免中二丁目9番14号
〃	黒 河 省 三	松山市保免西一丁目1番37号
〃	今 村 賢 一	松山市保免上二丁目7番35号
〃	関 家 洋 二	松山市保免西二丁目4番6号
〃	光 永 俊 夫	松山市保免上一丁目1番23号
〃	田 口 美 典	松山市保免中三丁目2番39号
〃	武 市 貢	松山市保免中二丁目10番1号
〃	羽 籬 温 志	松山市保免中一丁目9番8号
〃	渡 部 国 安	松山市保免西一丁目2番6号
監 事	田 村 正 武	松山市保免上二丁目7番35号
〃	酒 井 茂	松山市保免西四丁目4番47号

○愛媛県告示第668号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、東温市樋口土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成28年 5月31日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	和 田 隆 夫	東温市樋口833番地

"	加藤 岑生	東温市樋口229番地 1
"	土屋 仁志	東温市樋口554番地 1
"	渡部 秀樹	東温市樋口139番地 1
"	土屋 貴裕	東温市樋口302番地
"	恒岡 豊明	東温市樋口515番地
"	和田 宏	東温市樋口779番地
"	大西 匡宏	東温市樋口1259番地
"	水田 定雄	東温市樋口1179番地
"	形上 圭男	東温市樋口1140番地
監事	和田 勇記	東温市樋口923番地 3
"	和田 昭典	東温市横河原1370番地

"	藤田 孝雄	東温市樋口224番地
"	藤田 恒太	東温市樋口298番地
"	恒岡 和子	東温市樋口572番地 4
"	渡部 隆弘	東温市樋口714番地
"	水田 巳義	東温市樋口837番地
"	坂本 佐登志	東温市樋口786番地 1
"	和田 富貴子	東温市樋口1245番地
"	田中 謙介	東温市樋口1259番地 5
"	大西 時男	東温市樋口1126番地 2
監事	藤田 耕蔵	東温市樋口807番地
"	和田 武久	東温市樋口1293番地

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	奥村 勲	東温市樋口200番地 1

○愛媛県告示第669号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成28年 5月31日

愛媛県中予地方局長 藤井 晃一

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
28中局建（開）第8号 平成28年 5月19日	伊予郡松前町大字大間字伽羅175番 3	伊予郡松前町大字東古泉578番地 2 ガーランド102 平野 洋平 平野 博枝

○愛媛県告示第670号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、八幡浜市真穴土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成28年 5月31日

愛媛県南予地方局長 佐伯 登志男

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	矢野 哲	八幡浜市真網代丙247番地 7
"	山内 幸人	八幡浜市穴井 1 番耕地 9 番地
"	阿部 稔	八幡浜市真網代丙777番地
"	竹内 善一	八幡浜市穴井 3 番耕地545番地
"	大野 靖比公	八幡浜市真網代丙670番地
"	嶋津 多三市	八幡浜市真網代丙360番地 7
"	井上 金市	八幡浜市穴井 3 番耕地602番地
"	大本 定一	八幡浜市穴井 3 番耕地605番地
"	阿部 徳司	八幡浜市真網代丙776番地 2
"	矢野 哲哉	八幡浜市真網代丙427番地 1
"	井上 平	八幡浜市穴井 3 番耕地662番地 1
"	井上 佐喜男	八幡浜市穴井 1 番耕地35番地
監事	阿部 柳次	八幡浜市真網代丙 1 番地
"	城戸 義正	八幡浜市真網代丙414番地
"	藤原 福久	八幡浜市真網代丙684番地

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	小笠原 保	八幡浜市真網代丙430番地 1
"	矢野 哲	八幡浜市真網代丙247番地 7
"	豊 開 平	八幡浜市穴井 3 番耕地628番地
"	山内 幸人	八幡浜市穴井 1 番耕地 9 番地
"	阿部 稔	八幡浜市真網代丙777番地
"	竹内 善一	八幡浜市穴井 3 番耕地545番地
"	藤原 福久	八幡浜市真網代丙684番地
"	大野 靖比公	八幡浜市真網代丙670番地
"	井上 金市	八幡浜市穴井 3 番耕地602番地
"	大本 定一	八幡浜市穴井 3 番耕地605番地
"	阿部 徳司	八幡浜市真網代丙776番地 2
"	井上 平	八幡浜市穴井 3 番耕地662番地 1
監事	田中 清典	八幡浜市真網代乙184番地 6
"	阿部 柳次	八幡浜市真網代丙 1 番地
"	城戸 義正	八幡浜市真網代丙414番地

公 告

○公 告

農業振興地域の指定（東温市）（平成17年 1月21日付け公告）の一部を次のように改正する。

平成28年 5月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

2を次のように改める。

2 区域

東温市のうち、次の図面の赤色で着色した部分（都市計画法（昭和43年法律第100号）の市街化区域、愛媛県県立自然公園条例（昭和33年愛媛県条例第50号）の県立自然公園の特別地域の一部及び農用地等として利用できない森林）を除いた区域（図面省略）

その関係図面は、愛媛県庁及び愛媛県中予地方局に備え置いて縦覧に供する。

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成28年 5月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

- (1) 件名
微物分析装置一式の借入れ
- (2) 借入物品名及び数量
微物分析装置一式（ハードウェア一式、ソフトウェア一式、搬入、据付け、配線、調整等一式）
- (3) 借入物品の内容等
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 借入期間
平成28年11月1日から平成38年10月31日まで
- (5) 借入場所
入札説明書及び仕様書による。
- (6) 入札方法
入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。
また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」について、平成26・27・28年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 借入期間の開始までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 借入物品に係るメンテナンス体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 公正性かつ無差別性が確保されている場合を除き、本件調達の様子の策定に直接関与していない者であること。
- (5) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県警察本部警務部会計課調度第二係

〒790 8573

愛媛県松山市南堀端町2番地2

電話 (089)934 0110

- (2) 入札書の受領期限
平成28年7月15日（金）午後4時00分
- (3) 入札説明書の交付方法
(1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所
平成28年7月15日（金）午後4時00分
愛媛県警察本部 2階 第一会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を、提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

ア 受領期限

公告の日から平成28年7月7日（木）午後5時15分まで。

- (4) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 落札者の決定方法
この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (7) その他
詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be leased: Trace Evidence Analytical Instruments / Electron Probe Micro Analyzer Gun Shot Residue (GSR) System , 1 set
- (2) Time limit of tender: 4:00 p.m. , 15, July, 2016
- (3) For further information , please contact: Supplies Procurement Section , Finance Division , Administration Department , Ehime Prefectural Police Headquarters , 2 2 Minamihoribatacho , Matsuyama , Ehime 790 8573 Japan
TEL 089 934 0110